特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関す る事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年6月30日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価
②事務の概要	・生活保護に関する事務 ・就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、レセプト管理システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等及び統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル	名
生活保護システム外国人情報	ラ ファイル
3. 個人番号の利用	
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第 27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第23項
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令 第15条
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準 法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表第1項
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち、 (情報提供の根拠) (13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項) (情報照会の根拠) (42,43,161,162の項) 〈医療扶助のオンライン資格確認に係る業務〉 生活保護法第80条の4
5. 評価実施機関における	<mark>●</mark> 5担当部署
	東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課
②所属長の役職名	生活福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	〒577-8521大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課 06-4309-3104
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒577-8521大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課 06-4309-3226
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年12月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	6年12月1日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] 施機関については、それぞ	れ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシン	ステムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	アークシステムを通り	じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か]]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
生活保護の申請時に対象者から特定個人情報が記入された申請書や、特定個人情報が記載された書類を入手しているが、住基システムと自動連携して登録しているため、原則としてマイナンバーの登録事務は発生しない。住基システムと自動連携できない場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会をおこなっており、複数人での確認のうえでマイナンバーをシステムに登録しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。						

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスを生活保護担当職員に限定している。また、生活保護システムが利用できる端末を生活保護担当課内の端末に限定しており、利用端末へのログインには二要素認証を行っており、パスワードも定期的に変更している。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	5. 評価実施機関による担当部署 ① 部署	東大阪市福祉部生活福祉室	東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和2年4月1日	① 計価実施機関による担当部署 ②所属の役職名	生活福祉室長	生活福祉課長	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和2年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ	一方577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市福祉部生活福祉室	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課	事後	令和2年4月1日機構改正による
令和2年10月1日	1. 対象人数・いつ時点の計数か	2016/3/31	2020/8/31	事後	
令和2年10月1日	2. 取扱者数・いつ時点の計数か	2016/4/1	2020/9/1	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第15号	事後	番号利用法の改正による
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱 う事務 ③システムの名称	生活保護システム	生活保護システム、共通基盤システム、中間サーバー	事後	
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第5の項	番号法第9条第2項 乗子法第5条第2項 東の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条 例別表第1 第4の項	事後	
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステム による情報連携②法令上の根拠	番号法第19条15号	番号法第19条第9号 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条 例別表第2 第4の項	事後	
令和7年1月30日	1. 対象人数・いつ時点の計数か	2020/8/31	2024/12/1	事後	
令和7年1月30日	2. 取扱者数・いつ時点の計数か	2020/9/1	2024/12/1	事後	
令和7年1月30日	6. 情報提供ネットワークシステム との接続	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない(提供)	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業		(2)十分である 判断の根拠 生活保護の申請時に対象者から特定個人情報が記入された申請書や、特定個人情報が記載された書類 を入手しているが、住基システムと自動連携に登録 免生しているが、原則としてマイナンバーの登録事務は 発生しない。住基システムと自動連携できない場合 は、4情報又は住所を含む3情報による照会をおこなっており、複数人での確認のうえでマイナンバーを システムに登録しており、人為的ミスが発生するリスク への対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年1月30日	9. 監査 実施の有無	内部監査	自己点検 内部監査	事後	
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		(3)根拠のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (1)特に力を入れている 判断の根拠 生活保護システムへのアクセスを生活保護担当職員 に限定している。また、生活保護システムが利用でき る端末を生活保護担当課内の端末に限定しており、 利用端末へのログインには二要素認証を行っており、 バスワードも定期的に変更している。	事後	
令和7年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱 う事務 ①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価	事後	評価書名と同様の記載に修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活に困窮する外国人に係る生活保護法の規定を準用して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の選叉は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・生活保護に関する事務 ・就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバーへの特定個人情報の連携に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事後	記載の整理
令和7年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、共通基盤システム、中間サーバー	生活保護システム、レセプト管理システム、共通基盤システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、 医療保険者等向け中間サーバー等及び統合専用端 末	事後	情報の更新
令和7年6月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第4の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号以以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第23項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令表第1項	事後	情報の更新
令和7年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号 東大阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第2 第4の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち、 (情報提供の根拠) (13,14,18.20.28,37,40.42.48,49,53.59,63,69,74,75,76,86, 87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項) (情報照会の根拠) (42,43,161,162の項) 〈医療扶助のオンライン資格確認に係る業務〉 生活保護法第80条の4	事後	情報の更新
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求 請求先	〒577-8521大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課	〒577-8521大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市市長公室広報広聴室市政情報相談課 06-4309-3104	事後	情報の更新
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ 連絡先	〒577-8521大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課	〒577-8521大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課 06-4309-3226	事後	情報の更新
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提	特に力を入れている	十分である	事後	情報の更新
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を	特に力を入れている	十分である	事後	情報の更新
令和7年6月30日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限の	特に力を入れている	十分である	事後	情報の更新